

特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準の一部を改正する告示案
新旧対照表

特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準（平成四年七月環境庁告示第四十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>特別管理一般廃棄物等を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。） （第三条第三号リからルまで及び第六条第一項第三号ツからムまでに規定する環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>第一 石綿含有一般廃棄物を令第三条第二号トの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準</p> <p>一 石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成十八年 月環境省告示第 号。以下「石綿処分方法告示」という。）（第一条第一項第一号又は第三号の規定により石綿含有一般廃棄物の溶解を行ったことにより生じた廃棄物（二）に規定するばいじんを除く。）については、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶解処理生成物の基準（平成十八年 月環境省告示第 号。以下「基準告示」という。）に規定する基準に適合するよう溶</p>	<p>特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。） （第三条第三号子及びリ並びに第六条第一項第三号ソからラまでに規定する環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。</p>

融されていること。

二 石綿処分方法告示第一条第一項第一号又は第三号の規定により石綿含有一般廃棄物の溶融を行ったことにより生じたばいじんについては、基準告示に規定する基準に適合するよう溶融され、又はばいじんが飛散しないようセメント固化されていること。

三 石綿処分方法告示第一条第二項第二号の規定により石綿含有一般廃棄物の無害化処理を行ったことにより生じた廃棄物（四に規定するばいじんを除く。）については、石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成十八年 月 環境省告示第 号。以下「無害化処理告示」という。）第一条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理されていること。

四 石綿処分方法告示第一条第二号の規定により石綿含有一般廃棄物の無害化処理を行ったことにより生じたばいじんについては、無害化処理告示第一条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理され、又はばいじんが飛散しないようセメント固化されていること。

五 石綿処分方法告示第一条第四号の規定により石綿含有一般廃棄物の破砕又は切断（石綿含有一般廃棄物を同項第一号又は第三号に掲げる方法により処理するため行う破砕又は切断に限る。）を行ったことにより生じた粉じんについては、基準告示に規定する基準に適合するよう溶融され、又は粉じんが飛散しないようセメント固化されていること。

六 石綿処分方法告示第一条第四号の規定により石綿含有一般廃棄物の破砕又は切断（石綿含有一般廃棄物を同項第二号

に掲げる方法により処理するため行う破砕又は切断に限る。)を行つたことにより生じた粉じんについては、無害化処理告示第一条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理され、又は粉じんが飛散しないようセメント固化されていること。

七 石綿処分方法告示第一条第一項第五号の規定により石綿含有一般廃棄物の破砕又は焼却を行つたことにより生じた廃棄物については、石綿が当該廃棄物の重量の〇・一パーセント以下となるよう処理され、基準告示に規定する基準に適合するよう処理され、又は石綿が飛散しないようセメント固化されていること。

第二 令第一条第二号又は第三号に掲げる廃棄物を令第四条の第二号口の規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準

一 溶解したことにより生じた廃棄物に関する基準

イ 溶解されたものについては、金属等が溶出しないよう溶解されていること。

ロ 溶解炉において生ずる排ガスを処理したことにより生じたばいじんについては、金属等が溶出しないように必要な処理がなされていること。

八・二 (略)

二・三 (略)

第三 感染性一般廃棄物又は感染性産業廃棄物をそれぞれ令第四条の二第二号八又は令第六条の五第一項第二号八の規定により処分

第一 令第一条第二号又は第三号に掲げる廃棄物を令第四条の第二号口の規定により処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準

一 溶解加工したことにより生じた廃棄物に関する基準

イ 溶解加工されたものについては、金属等が溶出しないよう溶解加工されていること。

ロ 溶解炉において生ずるガスを処理したことにより生じたばいじん又は汚泥については、金属等が溶出しないように必要な処理がなされていること。

八・二 (略)

二・三 (略)

第二 感染性一般廃棄物又は感染性産業廃棄物をそれぞれ令第四条の二第二号八又は令第六条の五第一項第二号八の規定により処分

し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準

- 一 (略)
- 二 溶融したことにより生じた廃棄物に関する基準
- イ 溶融されたものについては、感染性がなくよう溶融されていること。
- ロ (略)
- 三 (略)

第四 石綿含有産業廃棄物を令第六条第一項第二号二の規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準

- 一 石綿処分方法告示第二条第一項第一号又は第三号の規定により石綿含有産業廃棄物の溶融を行ったことにより生じた廃棄物(二に規定するばいじんを除く。)については、基準告示に規定する基準に適合するよう溶融されていること。
- 二 石綿処分方法告示第二条第一項第一号又は第三号の規定により石綿含有産業廃棄物の溶融を行ったことにより生じたばいじんについては、基準告示に規定する基準に適合するよう溶融され、又はばいじんが飛散しないようセメント固化されていること。
- 三 石綿処分方法告示第二条第一項第二号の規定により石綿含有産業廃棄物の無害化処理を行ったことにより生じた廃棄物(四に規定するばいじんを除く。)については、無害化処理告示第一条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理されていること。

又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準

- 一 (略)
- 二 溶融加工したことにより生じた廃棄物に関する基準
- イ 溶融加工されたものについては、感染性がなくよう溶融加工されていること。
- ロ (略)
- 三 (略)

四 石綿処分方法告示第二条第一項第二号の規定により石綿含有産業廃棄物の無害化処理を行ったことにより生じたばいじんについては、無害化処理告示第一条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理され、又はばいじんが飛散しないようセメント固化されていること。

五 石綿処分方法告示第二条第一項第四号の規定により石綿含有産業廃棄物の破砕又は切断（石綿含有産業廃棄物を同項第一号又は第三号に掲げる方法により処理するため行う破砕又は切断に限る。）を行ったことにより生じた粉じんについては、基準告示に規定する基準に適合するよう溶融され、又は粉じんが飛散しないようセメント固化されていること。

六 石綿処分方法告示第二条第一項第四号の規定により石綿含有産業廃棄物の破砕又は切断（石綿含有産業廃棄物を同項第二号に掲げる方法により処理するため行う破砕又は切断に限る。）を行ったことにより生じた粉じんについては、無害化処理告示第一条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理され、又は粉じんが飛散しないようセメント固化されていること。

第五
（略）

第六
（略）

第七
（略）

第八 廃石綿等を令第六条の五第一項第二号トの規定により処分し

第三
（略）

第四
（略）

第五
（略）

第六 廃石綿等を令第六条の五第一項第二号トの規定により処分又

、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準
一 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第百九十四号。以下「特管処分方法告示」という。）第十三号イの規定により廃石綿等の溶融を行ったことにより生じた廃棄物（二に規定するばいじんを除く。）については、第四の一の規定を準用する。

二 特管処分方法告示第十三号イの規定により廃石綿等の溶融を行ったことにより生じたばいじんについては、第四の二の規定を準用する。

三 特管処分方法告示第十三号ロの規定により廃石綿等の無害化処理を行ったことにより生じた廃棄物（四に規定するばいじんを除く。）については、第四の三の規定を準用する。

四 特管処分方法告示第十三号ハの規定により廃石綿等の無害化処理を行ったことにより生じたばいじんについては、第四の四の規定を準用する。

は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準
溶融加工されたもの又は溶融炉において生ずるガスを処理したことにより生じたばいじん若しくは汚泥については、石綿が飛散しないよう溶融加工されていること。